

社会的養護における  
山形県家庭的養護推進計画

平成 27 年 3 月

山形県子育て推進部



## 目 次

<b>1</b>	<b>はじめに</b> .....	1
<b>2</b>	<b>家庭的養護の推進に関する基本的な考え方</b> .....	1
<b>3</b>	<b>計画の推進期間</b> .....	2
<b>4</b>	<b>本県における社会的養護の需要量の見込み</b> .....	3
	(1) 本県の要保護児童等の状況.....	3
	(2) 本県の社会的養護の需要量の算出.....	8
<b>5</b>	<b>計画の目標</b> .....	9
	(1) 現状.....	9
	(2) 全体の目標.....	9
	(3) 各期の目標.....	10
<b>6</b>	<b>目標の達成に向けた課題と取組み</b> .....	11
	(1) 課題.....	11
	(2) 各期における主な取組み.....	11
<b>7</b>	<b>計画及び目標の見直し</b> .....	15
<b>8</b>	<b>その他</b> .....	15

## 1 はじめに

本県には、現在 250 名を超える社会的養護が必要な子ども、つまり親がいない、虐待を受けたなどの理由で親と一緒に生活できない子どもがおり、そのうち約 9 割は児童養護施設等の施設で生活している。子どもたちが将来自立した社会生活を営むことができるようにし、虐待等の世代間連鎖を防ぐためには、社会的養護が必要な子どもたちに対する支援の充実が必要である。

社会的養護の充実に関しては、厚生労働省の児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会及び社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会（以下「社会的養護専門委員会」という。）において「社会的養護の課題と将来像」（平成 23 年 7 月）が取りまとめられ、その中で、社会的養護は原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養護環境の形態に変えていく必要があるとの考えを示されたほか、今後 10 数年の間に、施設の本体施設、グループホーム<sup>i</sup>、里親等<sup>ii</sup>それぞれで処遇される子どもの割合を概ね 3 分の 1 ずつにしていくとの目標が掲げられた。

この計画は、「社会的養護の課題と将来像」に沿って社会的養護専門委員会において取りまとめられた「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」（平成 24 年 10 月）及び「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」（平成 24 年 11 月 30 日付け雇児発 1130 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく「都道府県推進計画」である。

## 2 家庭的養護の推進に関する基本的な考え方

社会的養護を必要とする子どもたちが、将来自立した大人として普通の社会生活を送るためにも、「あたりまえの生活」を提供する家庭的養護は重要である。

また、虐待の影響等により深刻な課題を抱える子どもも存在することから、それぞれの子どもの状況に応じて、施設養護も含め最適な養育環境を提供することを基本に子どもの処遇を考える必要がある。

そのため、施設における処遇が適当な子どもに対し、施設が持つ専門的な知見や機能を活かし、かつ、可能な限り家庭的な養育環境で処遇ができるよう、本県の平成 41 年度における社会的養護の需要量見込みを踏まえて必要な定員を十分確保した上で、県内施設における処遇単位の小規模化やグループホーム化を促進する。

さらに、より多くの子どもたちが温かい家庭の中で「あたりまえの生活」を送ることができるよう、里親の確保や資質の向上、子どもと里親とのマッチングの促進など里親等委託を進めるための環境を整備し、積極的に委託を進める。

<sup>i</sup> 分園型小規模グループケアユニットと地域小規模児童養護施設

<sup>ii</sup> 里親とファミリーホーム

### 3 計画の推進期間

平成 27 年度から平成 41 年度までの 15 年間とする。

ただし、平成 27 年度から平成 31 年度までの前期、平成 32 年度から平成 36 年度までの中期、平成 37 年度から平成 41 年度までの後期の 3 期に区分しそれぞれ目標を設定するとともに、計画の進捗状況や社会的養護が必要な児童の状況、社会情勢の変化などを踏まえて、5 年毎に計画及び目標の見直しを行う。

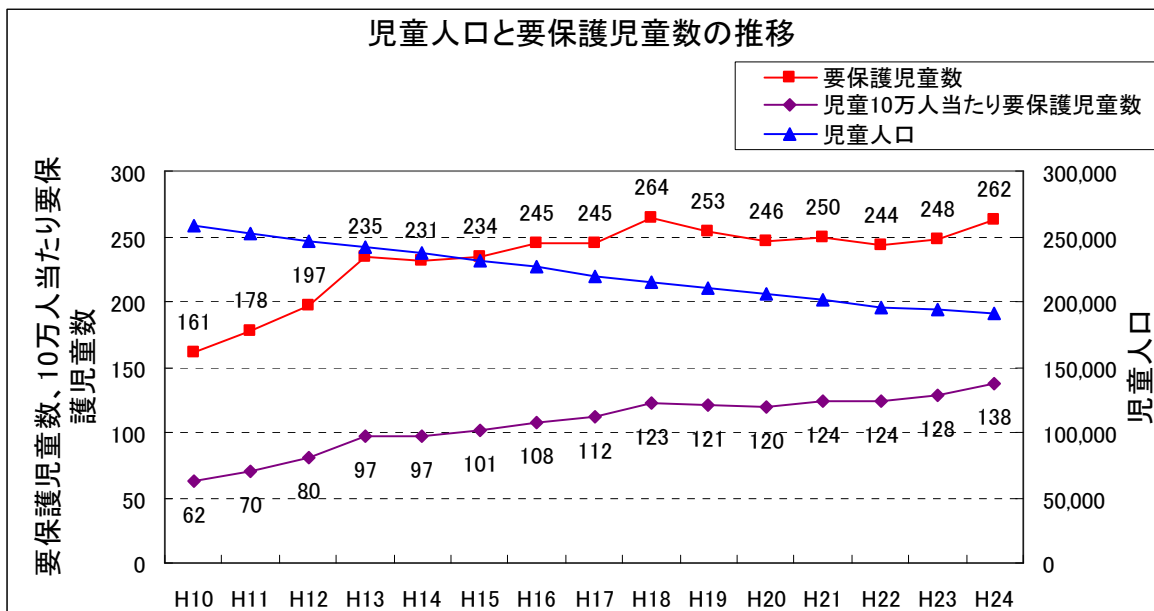
## 4 本県における社会的養護の需要量の見込み

### (1) 本県の要保護児童等の状況

#### ① 関連データの状況

a) 現に入所措置等されている児童数の児童人口に占める割合

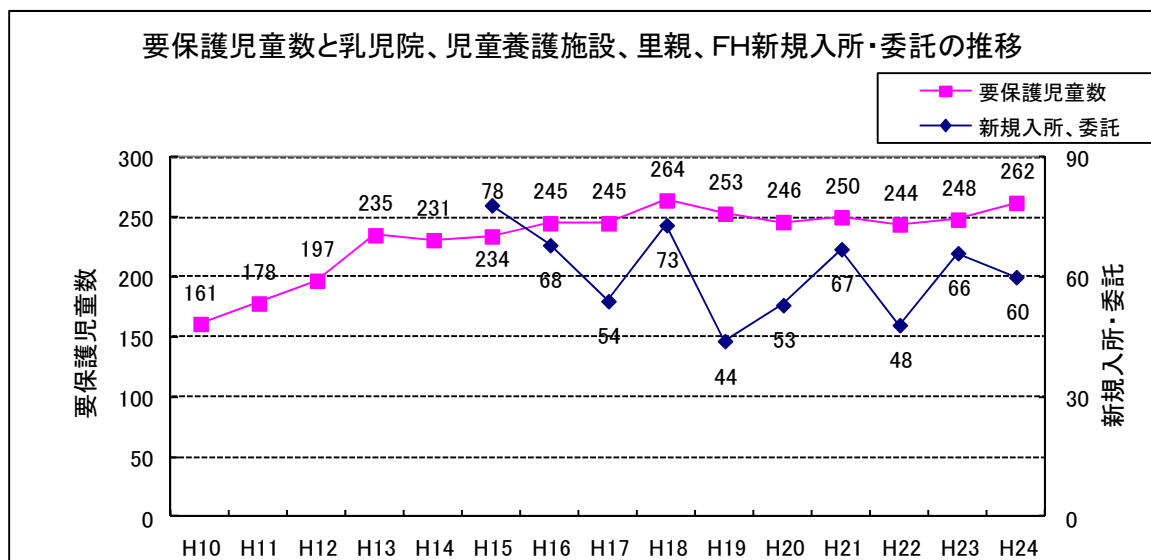
〔図表1〕



- ・現に入所措置及び里親等委託されている児童数（以下「要保護児童数」。）は、平成13年度以降横ばいから微増の状況にあるが、児童人口が減少（過去15年間で△26.2%）しているため、児童10万人当たり要保護児童数はほぼ一貫して増加している。
- ・「児童10万人当たり要保護児童数」の増加率（前年度比の平均）は、過去15年間では6.1%であるが、平成10年度から14年度では12.1%、平成15年度から19年度では4.6%、平成20年度から24年度では2.7%となっており、その増加率は徐々に鈍化している。

b) 新規入所措置等児童数の過去15年間の状況及び伸び率

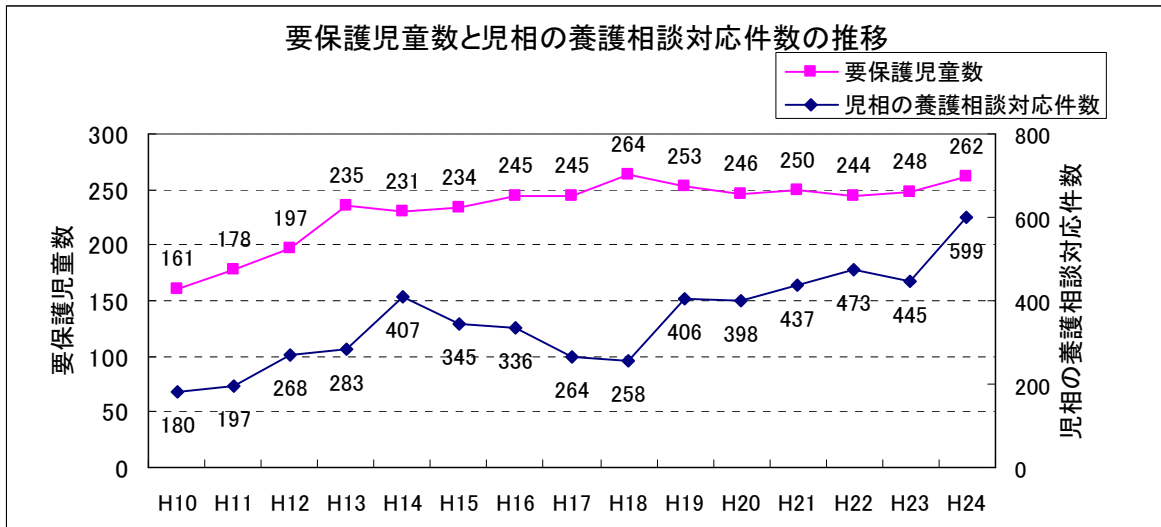
〔図表2〕



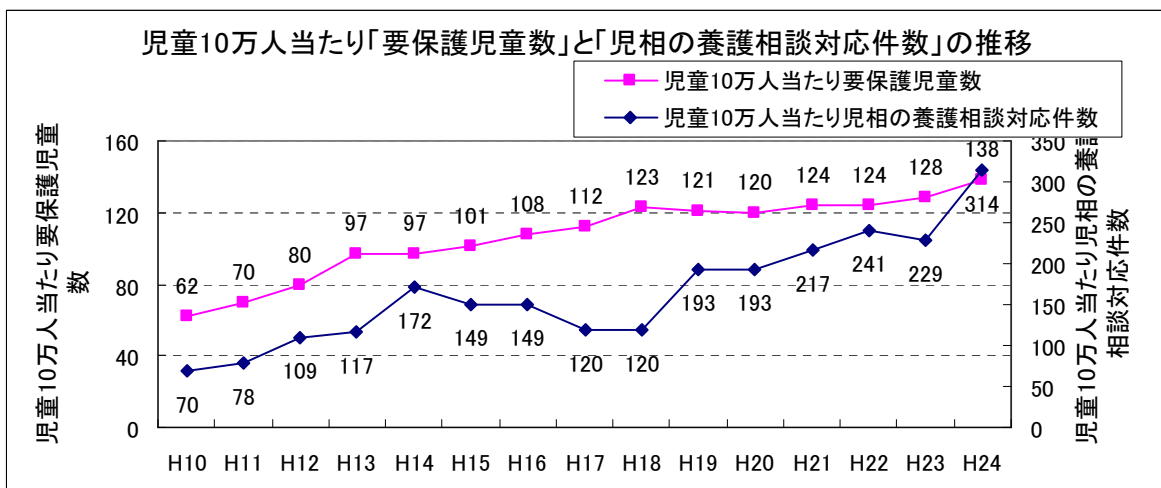
- ・乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの新規入所措置・委託の数は、年度により大きなばらつきがあり、一定の傾向は見られない。

c) 児童相談所における養護相談対応件数の過去 15 年間の状況

〔図表 3〕



〔図表 4〕

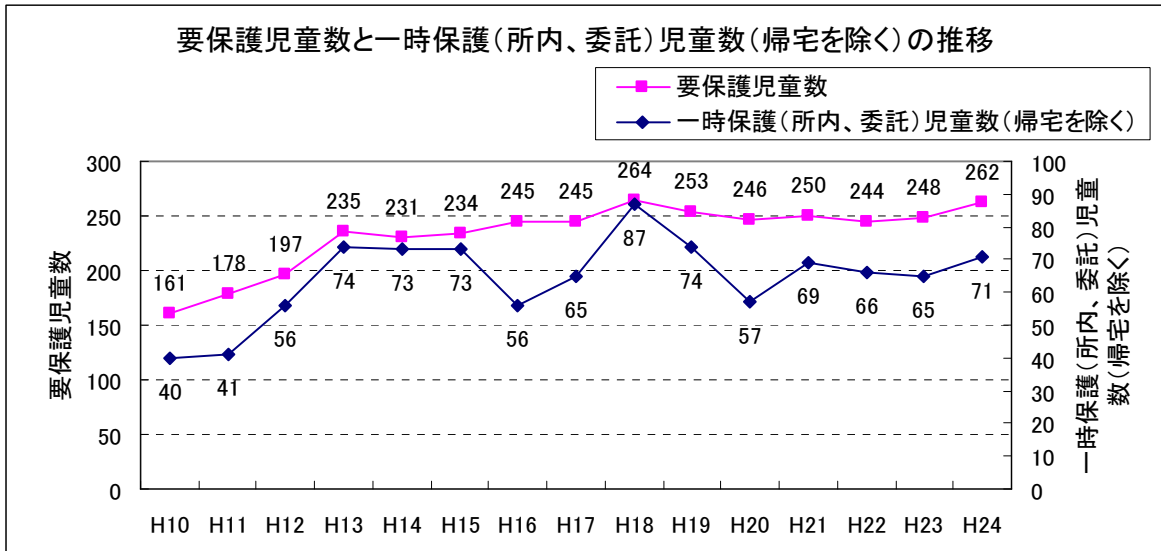


- ・「児童相談所における養護相談対応件数」の増加率は、過去 15 年間では 11.1%であるが、平成 10 年度から 14 年度では 23.7%、平成 15 年度から 19 年度では 3.2%、平成 20 年度から 24 年度では 9.0%となっている。
- ・「児童 10 万人当たり児相の養護相談対応件数」と「児童 10 万人当たり要保護児童数」とを比較すると、養護相談対応件数の落ち込みが見られる平成 17 年度、18 年度（後述）を除き、ほぼ同様の推移をたどっており、正の相関があると考えられる。
- ・ただし、養護相談対応件数の急激な増加と比較して、要保護児童数の増加はそれほど大きくないことにも留意する必要がある。
- ・平成 17 年度、18 年度の養護相談対応件数が落ち込んでいるのは、平成 16 年の法改正により市町村の役割が明確化され、市町村が第一義的に相談の責務を負うことになり、市町村でも相談を受け付けることとなったことから、相対的に児童相談所の対応件数が減少したものと思われる。（福祉行政報告例で「市町村の養護相談対応件数」の統

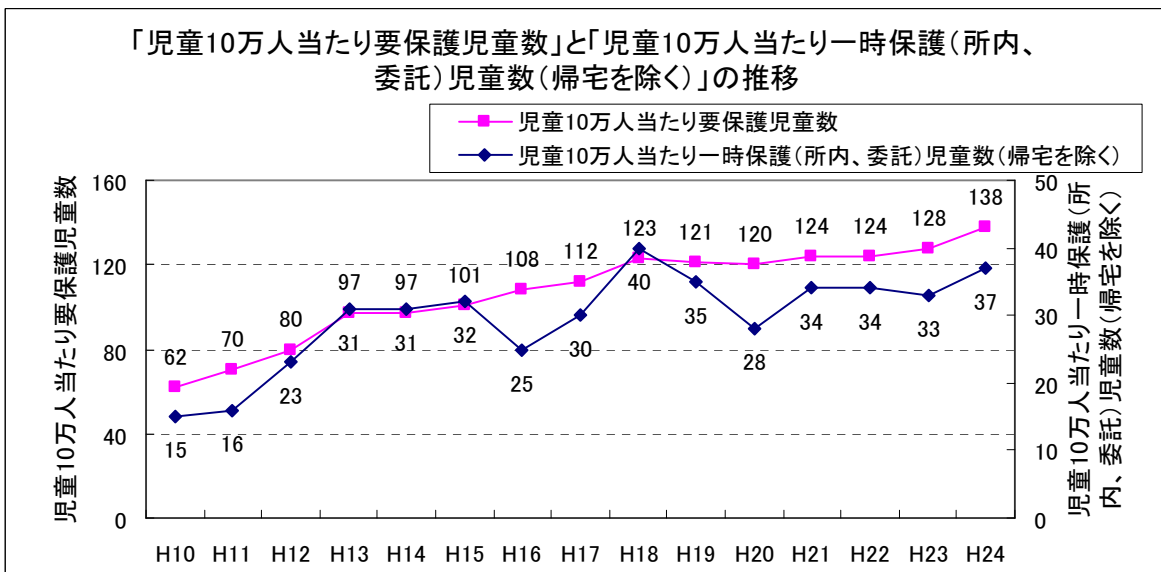
計があるのは平成 19 年度以降であり、児童相談所と市町村の数を合計すると平成 18 年度から平成 19 年度にかけて急激に増加する形になるため、ここでは児童相談所の数値のみを用いて比較。)

d) 一時保護児童数の過去 15 年間の状況

〔図表 5〕



〔図表 6〕

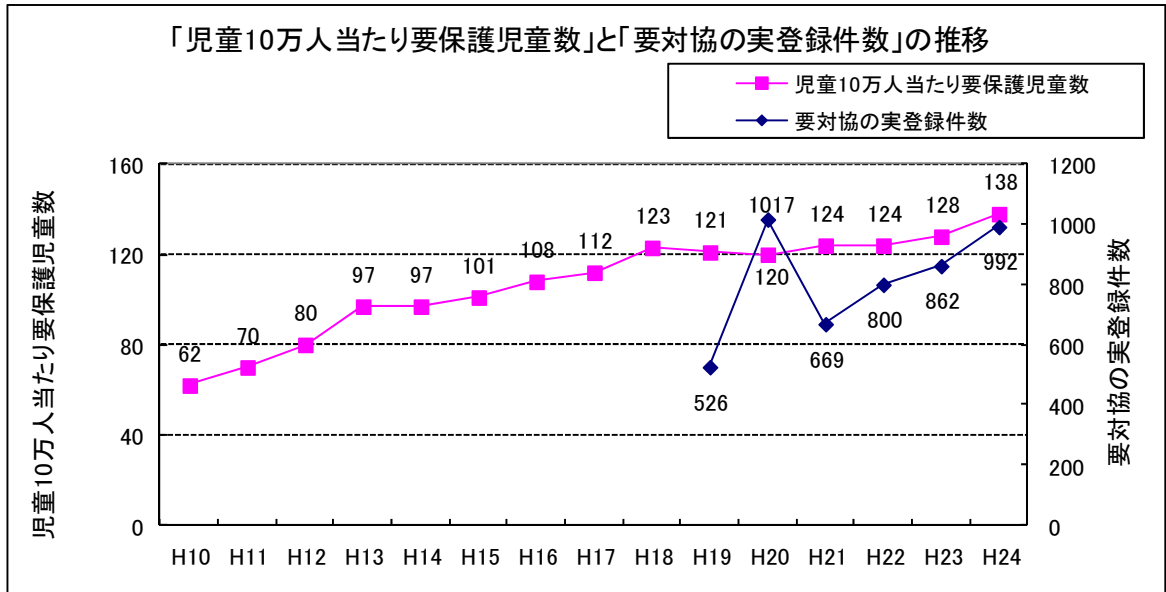


・「要保護児童数」「児童 10 万人当たり要保護児童数」と「一時保護(所内、委託)児童数(帰宅を除く)」を比較すると、平成 16 年度と平成 20 年度に一時保護児童数が一時的に少なくなったことを除き、ほぼ同様の推移をたどっている。

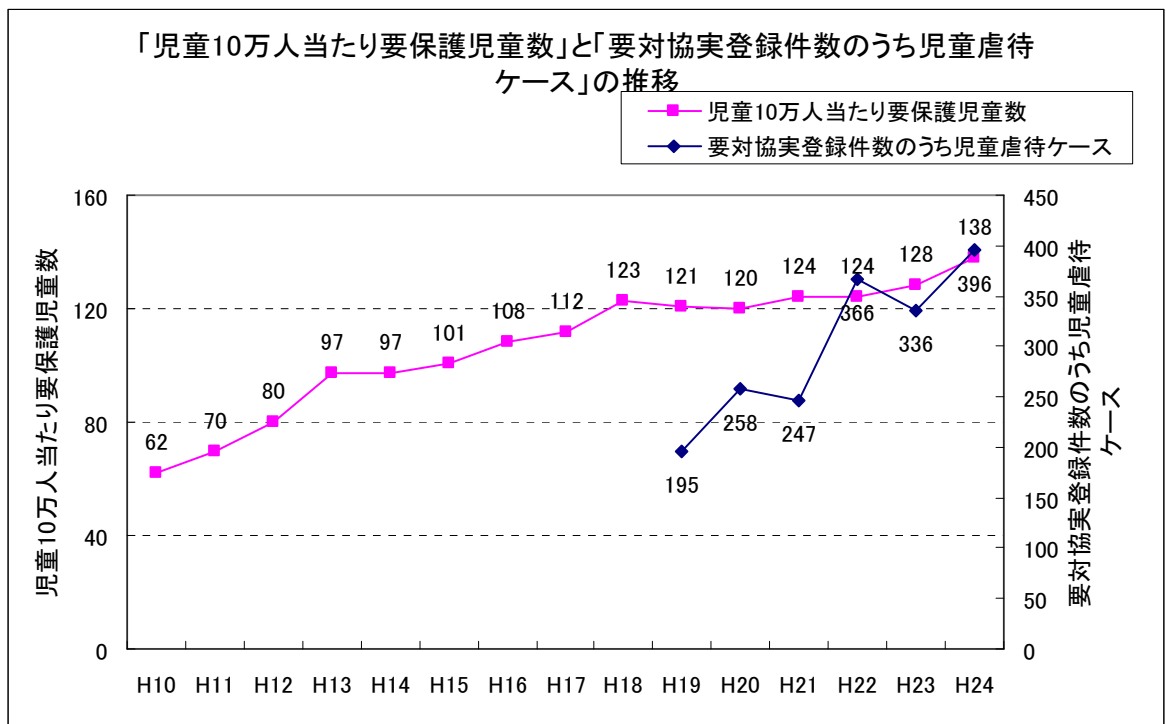


e) 市町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の状況

〔図表 7〕



〔図表 8〕

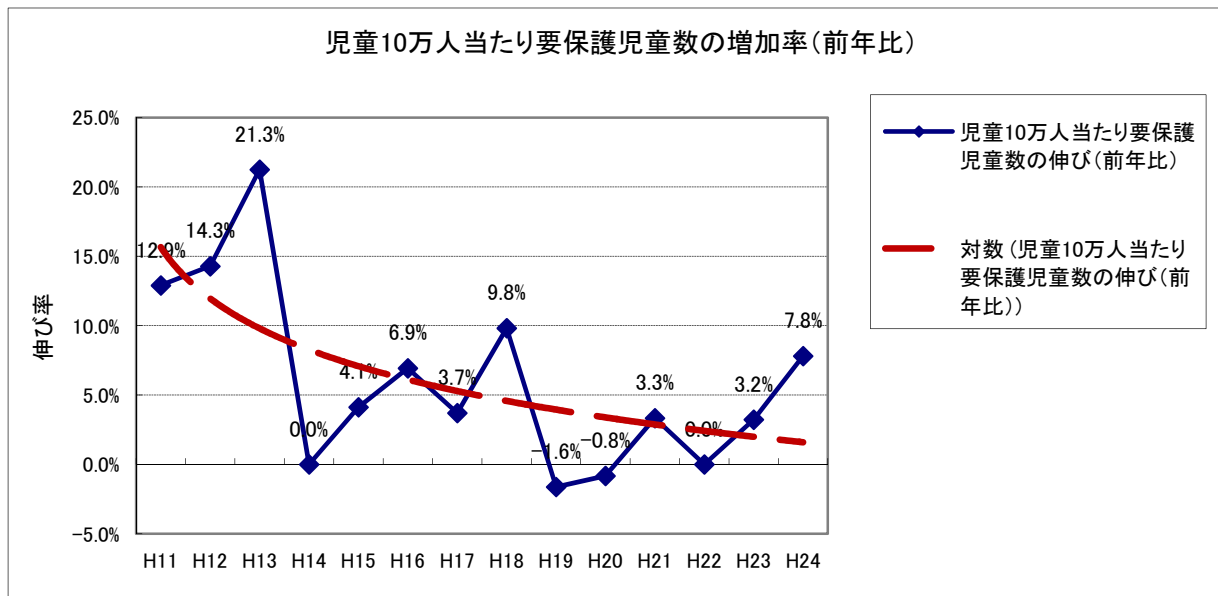


・「要対協の実登録件数」も「児童10万人当たり要保護児童数」と同様に増加傾向であるが、「要対協の実登録件数」の急激な増加と比較して、「児童10万人当たり要保護児童数」はそれほど増加していないことにも留意する必要がある。

## ②まとめ

- ・「要保護児童数」は横ばいから微増傾向であるが、児童人口が減少していることから、「児童10万人当たり要保護児童数」は増加傾向にある。
- ・「児相の養護相談対応件数」や「要対協の実登録件数」は近年大幅に増加しており、社会的養護の潜在的需要の掘り起こしが進んでいるものと考えられる。
- ・「児童10万人当たり要保護児童数」と「児相の養護相談対応件数」には正の相関があると考えられ、潜在的需要の掘り起こし等によって要保護児童が把握され、要保護児童数の増加（児童10万人当たり要保護児童数の増加）に繋がっているものと考えられる。
- ・こうした近年の傾向を踏まえ、過去の「児童10万人当たり要保護児童数」の推移、増加率の変動などから今後の要保護児童数（社会的養護の需要量）を推計することとする。

〔図表9〕



## (2) 本県の社会的養護の需要量の算出

### ①推計の考え方及び方法

「児童 10 万人当たり要保護児童数」の増加率は、過去 15 年間の平均（前年比の平均）では年 6.1%であるが、初期（平成 10 年度～14 年度）は 12.1%、中期（平成 15 年～19 年度）は 4.6%、後期（平成 20 年度～24 年度）は 2.7%となっており、徐々に鈍化している。

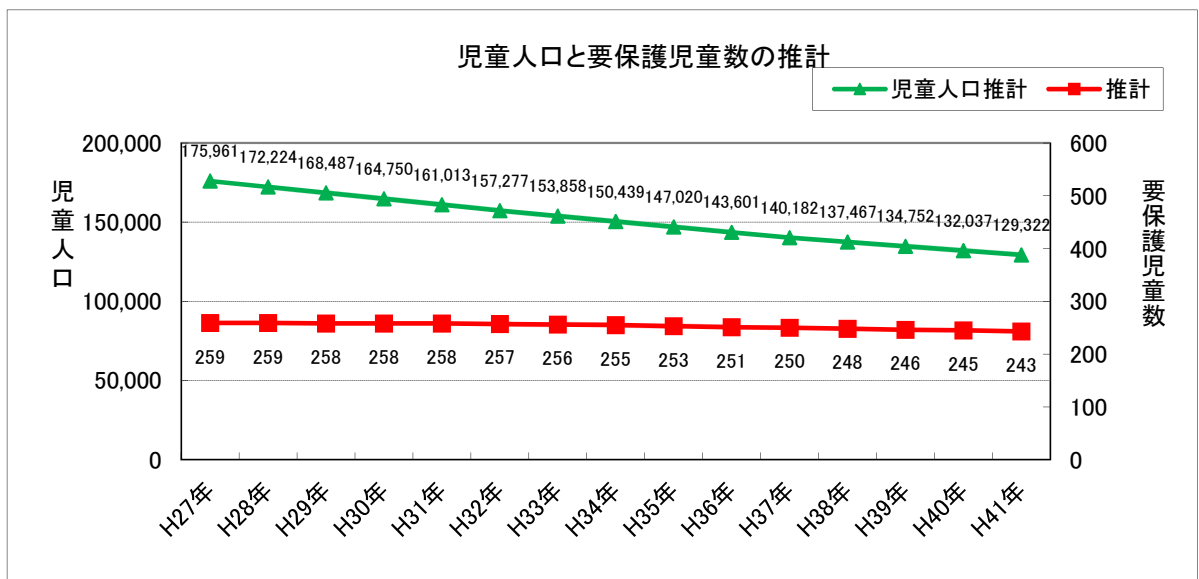
このことから、「児童 10 万人当たり要保護児童数」は、増加率 2.7%から一定程度逡減（※）しながらも引き続き増加していくものと想定し、平成 27 年度から平成 41 年度までの社会的養護の需要量を推計する。

（※）「平成 15 年度から 19 年度までの増加率 4.6%」から「平成 20 年度から 24 年度までの増加率 2.7%」の逡減率 59%（ $2.7 \div 4.6$ ）と同様、5 年毎に 40%ずつ逡減していくものと仮定。

### ②推計結果

平成 41 年度末における本県の要保護児童数（社会的養護の需要量）は 243 名（平成 24 年度比△19 名）と推計、その推移は〔図表 10〕のとおり。

〔図表 10〕



## 5 計画の目標

### (1) 現状

本県における社会的養護が必要な児童の状況は、平成 26 年 3 月 31 日時点で〔図表 11〕のとおり。

本県においても、里親支援機関事業の実施や児童養護施設への里親支援専門相談員の配置、里親フォーラムの開催等により、里親委託の推進を図ってきたところではあるが、本県の里親委託率は平成 25 年度末現在で 13.5%<sup>iii</sup>と、全国平均（平成 24 年度末）の 14.8%を下回っている状況にある。

〔図表 11〕

項目 \ 類型	施設養護			家庭養護	
	施設本体		グループホーム	ファミリーホーム	里親
	乳児院	児童養護施設			
事業所数	1 施設	5 施設	0 ホーム	3 ホーム	(73 世帯登録)
定員	30 名	233 名	0 名	18 名	—
入所・委託児童数	15 名	203 名	0 名	16 名	18 名

※里親委託率（里親・ファミリーホームへの委託数／全入所・委託児童数）＝13.5%

### (2) 全体の目標

計画の推進期間終了時点（平成 41 年度末）における県内の社会的養護を必要とする児童の数の見込み 243 名について、施設の本体施設、グループホーム（分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設）、里親等（里親、ファミリーホーム）でそれぞれ 3 分の 1 ずつ処遇することを目標とし、平成 42 年 3 月 31 日時点で次の事業量を確保する。

〔図表 12〕

項目 \ 類型	施設養護			家庭養護	
	施設本体		グループホーム	ファミリーホーム	里親
	乳児院	児童養護施設			
事業所数	1 施設	5 施設	15 ホーム	12 ホーム	—
定員	28 名	90 名	92 名	61 名	—
入所・委託児童数見込み	81 名		81 名	81 名	

※「家庭養護」のファミリーホーム以外は里親で処遇。

<sup>iii</sup> 里親・ファミリーホームへの委託児童数 34 名 ÷ 全入所・委託児童数 252 名 = 13.5%

### (3) 各期の目標

全体目標の達成に向け、各期末の事業量の目標及び里親委託率の目標は次の通りとする。  
 なお、「施設本体」の定員のうち、下段（ ）書きは小規模グループケアユニットの定員  
 で内数。

#### ①前期（平成 31 年度末）の目標

<事業量>

[図表 13]

項目 \ 類型	施設本体		グループホーム	ファミリーホーム
	乳児院	児童養護施設		
事業所数	1 施設	5 施設	2 ホーム	3 ホーム
定 員	28 名 (28 名)	221 名 (74 名)	12 名	18 名

<里親委託率の目標>

17.5%

#### ②中期（平成 36 年度末）の目標

<事業量>

[図表 14]

項目 \ 類型	施設本体		グループホーム	ファミリーホーム
	乳児院	児童養護施設		
事業所数	1 施設	5 施設	8 ホーム	4 ホーム
定 員	28 名 (28 名)	179 名 (82 名)	50 名	23 名

<里親委託率の目標>

25.5%

#### ③後期（平成 41 年度末）の目標

<事業量>

[図表 15]

項目 \ 類型	施設本体		グループホーム	ファミリーホーム
	乳児院	児童養護施設		
事業所数	1 施設	5 施設	15 ホーム	12 ホーム
定 員	28 名 (28 名)	90 名 (90 名)	92 名	61 名

<里親委託率の目標>

33.3%

## 6 目標の達成に向けた課題と取組み

### (1) 課題

#### ① 本体施設の小規模化やグループホーム化の課題

- ・グループホーム実施施設を新たに建設する場合の資金の手当てや適切な賃貸物件の調達も含め、グループホームを実施する施設を適切に確保できるかが大きな課題であり、国の支援の拡充等公的支援の枠組みの強化が必要。
- ・施設の小規模化等により施設処遇業務の負担の増加が見込まれることから、職員配置基準の大幅な改善とそれに見合った措置費単価の設定が必要。
- ・本体施設の小規模化やグループホーム化に対応できる職員の質的・量的確保が必要。
- ・施設の小規模化、グループホーム化に対応した児童等の安心・安全確保のための仕組みの確保が必要。
- ・児童をグループホームで処遇する際の児童相談所と施設との間の連絡体制の構築など基本的なルールの設定が必要。

#### ② 里親委託の推進やファミリーホーム開設の課題

- ・里親制度に対する一般県民の理解や要保護児童の保護者の認識、里親を志す方の社会的養護に対する理解の一層の醸成が必要。
- ・児童相談所への専任の里親担当職員の配置や、県内全施設への里親支援専門相談員の配置、関係機関の里親支援機関の指定などにより里親支援の体制の整備が必要。
- ・児童相談所、里親支援機関・里親推進員、里親支援専門相談員、里親支援専門相談員を置く施設の役割分担の明確化、それぞれの地域において里親や子どもを支えるための連携・支援体制の構築が必要。
- ・里親支援ソーシャルワークの業務方法の確立に向け、統一的な取組みの実施や活動実績・成果の蓄積等による取組みの質の向上、専門性の強化が必要。
- ・里親推進員、里親支援専門相談員の活動等を通じた登録里親に関する情報の蓄積・活用の仕組みを整え、児童と里親との円滑なマッチングに活かしていくことが必要。
- ・ファミリーホームの開設を目指す人材の確保が必要。

### (2) 各期における主な取組み

#### ① 前期（平成 27 年度～平成 31 年度）

##### < 基本的な考え方 >

- ・施設内の処遇の小規模化やグループホームの開設に向けた県内各施設の取組みを支援するとともに、里親委託の増加に向け、児童相談所、里親支援機関、里親支援専門相談員など関係機関の体制の充実と連携の強化、活動の活発化を促進する。

##### a) 本体施設の小規模化及びグループホーム化の推進

- ・各施設の家庭的養護推進計画を踏まえ、現有施設を最大限活用して本体施設の小規模グループケアユニット化を促進。
- ・グループホームの設置に向けて、小規模グループケアユニット単位での処遇や職員配

置についてのノウハウの蓄積を支援。

- ・施設処遇の小規模化やグループホーム設置の進展を踏まえ、各施設における児童の安全安心の確保・向上のための取組みを支援。
- ・グループホームの設置に向けて、児童の措置とグループホームでの処遇に関する手続きや連絡体制など基本的なルールを検討。

#### **b) 里親委託の推進及びファミリーホーム開設の促進**

- ・里親制度に対する県民の理解向上や新規里親の開拓、養育里親・専門里親の確保等に向け、市町村や県里親会、NPOなどの民間団体等との協働による効果的な広報・周知活動を展開。
- ・里親推進員を置く里親支援機関について、児童相談所、里親支援専門相談員等との役割分担の整理により本県の里親支援の中核拠点（中核里親支援機関）としての役割を明確にし、機能を拡充・強化。
- ・全児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員を配置するとともに、里親支援専門相談員を置く施設など里親支援を担う関係機関を順次里親支援機関（地域里親支援機関）に指定。
- ・児童相談所の担当職員、里親推進員、里親支援専門相談員がチームとして活動するための体制を整備。
- ・里親支援専門相談員の活動指標を提示するなどにより、活動の充実強化、専門性の向上を促進。
- ・里親推進員、里親支援専門相談員の活動等を通じて登録里親に関する情報を収集・整理・蓄積し、児童相談所と共有、児童と里親のマッチングに活用する仕組みを構築するとともに、里親支援機関を中心に地域における里親支援のネットワーク化を促進する。

### **②中期（平成 32 年度～平成 36 年度）**

#### **<基本的な考え方>**

- ・施設内の処遇の小規模化やグループホーム開設に向けた県内各施設の具体的な動きを支援するとともに、前期の取組みの成果を活用して里親委託を積極的に推進し、地域の関係機関が連携して里親・子どもを支える体制の構築を進める。

#### **a) 本体施設の小規模化及びグループホーム化の推進**

- ・各施設の家庭的養護推進計画を踏まえ、グループホームの設置を支援。
- ・グループホーム運営のノウハウを蓄積し県内施設で共有する仕組みを構築。

#### **b) 里親委託の推進及びファミリーホーム開設の促進**

- ・里親委託の増加に応じて、里親の支援を担う里親支援機関・里親支援専門相談員など関係機関の役割を順次見直しながら、里親支援機関を中心に関係機関が連携して支え合う県内全域及び地域のネットワークを構築し、里親のニーズを踏まえた支援を充実強化。（参考：〔図表 16〕）
- ・経験を積んだ養育里親・専門里親に対しファミリーホームの開設を働き掛けるとともに、既存ファミリーホームの協力を得て運営に関するノウハウを収集・整理しファミ

- リーホームの開設を目指す養育里親等に提供、その開設を支援。
- ・各施設の家庭的養護推進計画を踏まえ、ファミリーホーム開設に向けた研修会の開催等を通じてファミリーホームの開設を支援。

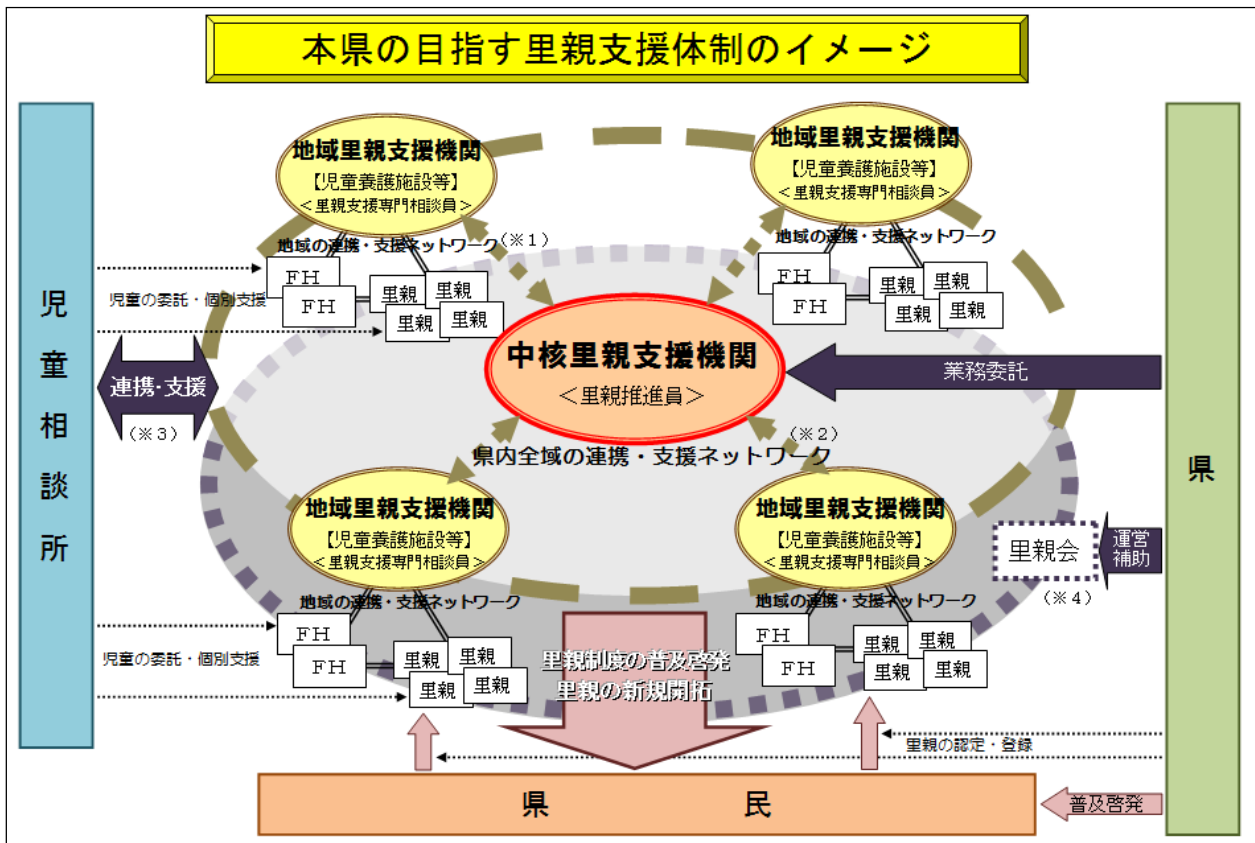
### ③後期（平成 37 年度～平成 41 年度）

#### ＜基本的な考え方＞

- ・ 県内各施設のグループホーム開設やファミリーホームの開設を支援するとともに、関係機関の連携・ネットワークの強化により増加する里親・ファミリーホームに対する支援を充実強化する。
- a) 本体施設の小規模化及びグループホーム化の推進
- ・ 各施設の家庭的養護推進計画を踏まえ、グループホームの設置を支援。
- b) 里親委託の推進及びファミリーホーム開設の促進
- ・ 里親委託の増加に応じて、里親委託を拡大・継続していくための課題等の整理を行い、児童相談所、里親支援機関の連携・協働により里親のニーズを踏まえた支援を拡充。
  - ・ 経験を積んだ養育里親・専門里親へのファミリーホーム開設の働きかけを継続して行い、ファミリーホームの運営に関するノウハウの提供等により引き続きファミリーホームの開設を目指す養育里親等を支援するとともに、ファミリーホーム開設者のニーズを踏まえた支援を拡充。



[図表 16]



[注]

- (※1) 里親支援専門相談員を置く児童養護施設等を里親支援機関に指定。地域における里親支援の拠点として、各地域でファミリーホーム、里親と連携・支援のネットワークを形成。
- (※2) 里親推進員を置く中核的な里親支援機関を中心に各地域の里親支援機関が連携、県内全域の支援ネットワークを構築し里親支援等に取り組むとともに、里親制度の普及啓発等を実施。
- (※3) 児童相談所と里親支援機関とが連携し、児童と里親との円滑なマッチングを図り里親委託を推進。
- (※4) 県里親会を通じた里親間の連携を支援。

## 7 計画及び目標の見直し

この計画は、計画の進捗状況や社会的養護が必要な児童の状況、社会情勢の変化などを踏まえて、5年毎に計画及び目標の見直しを行う。

## 8 その他

### (1) 検討の経過

平成 26 年 6 月	関係施設等に対し平成 41 年度における本県の社会的養護の需要量の推計（案）を提示、各施設に対し家庭的養護推進計画の策定を依頼
平成 26 年 8 月	各施設の家庭的養護推進計画（原案）の提出
平成 26 年 9 月	県推進計画（骨子）を取りまとめ、山形県社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び子育てするなら山形県推進協議会において説明、意見聴取
平成 26 年 11 月	県推進計画（原案）を取りまとめ関係機関・関係施設に意見照会 各施設に対し計画（確定版）の提出を依頼
平成 27 年 1 月	各施設の家庭的養護推進計画（確定版）の提出
平成 27 年 2 月	県推進計画（案）を取りまとめ、パブリックコメント実施
平成 27 年 3 月	県推進計画の策定

### (2) 各種データの出典等

#### ①過去の児童数

県統計企画課「山形県社会的移動人口調査結果報告書」データ〔各年 10 月 1 日現在〕

#### ②将来の児童数推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」の数値（平成 22 年（2010 年）から 5 年毎）を基に、次のとおり推計。

ア) ①から、15 歳～19 歳人口に占める 19 歳人口の割合（平成 10 年から平成 24 年までの平均値 17.84%）を算出。

イ) 社人研の「15 歳～19 歳人口」からア) で算出した 17.84%を除いて「15 歳～18 歳人口」を算出。これに「0 歳～14 歳人口」と合わせて「0 歳～18 歳人口」を算出。

ウ) イ) を基に、推計値のある 5 年毎の間の各 4 年間について比例按分し、各年の児童数を推計。

#### ③要保護児童数

各年度末における乳児院、児童養護施設の入所者数及び里親、ファミリーホームへの委託数の合計。（厚生労働省・福祉行政報告例データ）

#### ④新規入所措置等児童数、児童相談所における養護相談対応件数、一時保護児童数

厚生労働省・福祉行政報告例データ。

#### ⑤要保護児童対策地域協議会の実登録件数

県内市町村の要対協において支援が必要なケースとして登録されている児童の数。（県子ども家庭課調べ）

